

IFRSをめぐる動向 第31回 ヘッジ会計(IASBの公開草案に関する検討の状況その①)

I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおけるヘッジ会計に関する公開草案について、5月定例理事会までの検討の状況について解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

II. 公開草案「ヘッジ会計」に関する検討の経緯

IASBは、IFRSの中で金融商品の認識及び測定に関する規定を定めるIAS第39号の見直しプロジェクトの第3フェーズとして公開草案「ヘッジ会計(Hedge Accounting)」(以下、「公開草案」といいます。)を2010年12月に公表し、2011年3月9日までコメントを募集しました。IASBはこの公開草案の中で、ヘッジ会計を企業のリスク管理活動とより密接に結びつけたモデルを提案しています。さらにIASBは、投資家による企業のリスク管理活動の理解、および将来キャッシュ・フローの金額、時期ならびに不確実性の評価に資するよう、ヘッジ会計の規定を規則主義(rule based approach)ではなく原則主義(principle based approach)に基づくものとするを提案しています。

III. 公開草案に対する関係者のコメントとIASBの検討

IASBの公開草案に関して、250通近くのコメントレターが寄せられ、「ヘッジ会計の規定を現行の規則主義ではなく、原則主義に基づいたものに置き換える。」という基本的な方向性は関係者からの多大な支持を得ました。しかし、各論に関しては関係者から再考を要望するコメントが相次ぎ、それらの点に関してIASBは以下のように対応を図っています。これらは全てIASBのウェブサイト等で公表された情報に基づくものですが、今後のIASB及びFASBの審議によっては最終基準において変更される可能性があることに御留意ください。

1. 公開草案の提案から大きく変更されたもの

① 公正価値測定の変動をその他の包括利益に表示する指定を行った資本性金融商品に対するヘッジ会計の適用

IASBの公開草案では、売買目的でない資本性金融商品に対し、投資の公正価値の事後的な変動を、その他の包括利益に表示する(FVTOCI <Fair Value Through Other Comprehensive Income>)という取消不能な選択を行った場合はヘッジ会計の対象とすることを認めないことを提案していました。これは、公開草案においてヘッジ会計の目的が「純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表において表現すること」とされていたことによります。

しかし、日本からのものを含む多数のコメントレターの提出者や IASB が行ったアウトリーチ活動の参加者からは、その他の包括利益の変動に影響する FVTOCI 指定された資本性金融商品もヘッジ会計の対象として適格であるべきだという指摘が相次ぎました。理由は、経営者にとって純利益のみでなく資本勘定(純資産)の変動を管理することも企業のリスク管理活動の一部であり、会計はそれを反映すべきだと彼らは考えるためです。また、コメントの中には、ヘッジ会計の目的を修正し、その他の包括利益に影響を与えるリスクに対する管理活動もヘッジ会計の対象に含めるべきであるという指摘もありました。

この結果、IASB は FVTOCI 指定された資本性金融商品に対しヘッジ会計の適用を認め、ヘッジ手段の評価差額もその他の包括利益に表示すること、及びヘッジ手段のうち非有効とされた部分もその他の包括利益に表示することを仮決定しました。しかし、IASB メンバー15人のうち8人の賛成によるという僅差での決定で、FVTOCI が予想以上に広く使用されようとしている事実に関する IASB メンバーの懸念が伺えるように思われます。

また、IASB は、その他の包括利益の変動に影響する FVTOCI 指定された資本性金融商品以外の項目についてもヘッジ会計の適用を認めるかどうかに関して議論を行いました。FVTOCI 指定された資本性金融商品以外はヘッジ会計の適用を認めないことを仮決定しました。

② 公正価値ヘッジの財務諸表上の表示の取扱い

現行の IAS 第 39 号では、公正価値ヘッジに関する会計処理方法について、日本基準とは異なる、概ね以下のような方法が採用されています。

- 1)ヘッジ関係が有効であるヘッジ対象について、每期公正価値で再測定し、帳簿価額を修正する。
- 2)ヘッジ対象の評価差額は純利益に認識する。
- 3)ヘッジ手段のデリバティブは原則どおり公正価値評価を行い、評価差額を純利益で認識する。

すなわち、ヘッジ対象とヘッジ手段を両方とも公正価値で測定し、双方の評価差額を純利益に認識することで相殺を図ります。

これに対し、公開草案では、公正価値ヘッジの会計処理に関して、ヘッジされたリスクの公正価値の変動をヘッジ対象とは別の独立した項目で貸借対照表上においてヘッジ対象の次に表示し、当該独立項目の相手勘定及びヘッジ手段にかかる再測定に起因する差額はヘッジが有効である部分のみをその他の包括利益に認識し、非有効部分を純損益に振り替えることを提案しています。

IASB は、キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジに関わらず全てのヘッジ会計に関する結果をその他の包括利益に一元的に反映することで、財務諸表の読み手にとっての複雑性が低

減し、かつ透明性と比較可能性が向上した形で、ヘッジの有効性についての判断に有効となる情報を提供することになると判断し、財務諸表利用者の意思決定により役立つ情報を提供すると考えてこの方法を提案しました。

しかし、我が国の ASBJ をはじめとした関係者の多くから、会計処理方法の変更に関して懸念を表明するコメントレターが IASB に寄せられました。IASB はこれらのコメントに対応し、現行の IAS 第 39 号の会計処理方法を維持することを仮決定しました。これに加え、ヘッジ活動に関してより透明性のある開示を行うことを目的に、キャッシュ・フロー・ヘッジと公正価値ヘッジそれぞれの純利益及びその他の包括利益に与える影響を一つの注記の中でまとめて開示することを求めることを仮決定しました。この開示にはヘッジの非有効部分に加えてヘッジ手段及びヘッジ対象から生じた利得及び損失の総額の開示が含まれます。

合わせて、公開草案で提案されていたヘッジ対象の公正価値の変動額を財政状態計算書上独立項目で表示することも求めないことが仮決定されました。コメントの大半は、現行の帳簿価値の修正は本来償却原価で測定される金融商品の一部を公正価値評価するものであり、かえって分かりにくいとしてこれらを分けて表示する公開草案の提案を支持するものでしたが、同時に、貸借対照表上の表示項目が増大することは一覧性を欠くことにもなるため、そのような情報は注記で開示すべきとの指摘も行われ、IASB はこれらのコメントを受け入れました。なお、IASB は公開草案で提案されていたリンク表示、すなわち特定の資産及び負債がどのように関連しているかを示す情報を、財政状態計算書と一緒に表示する方法を認めない方針を維持することを仮決定しています。

2. 公開草案を明確化したもの

① 非デリバティブ金融商品のヘッジ手段としての適格性

IASB は為替リスクのヘッジ以外のヘッジに関し、償却原価で測定される非金融商品をヘッジ手段としては用いることが出来ないという公開草案の規定を維持することを仮決定しました。しかし、これらの金融資産が公正価値オプション指定されている場合は、その限りではありません。逆に、IASB は、金融負債を公正価値オプション指定し、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益で表示している場合はヘッジ手段として適格では無いことを明確化することを仮決定しました。これは、非有効部分は純損益に認識するというヘッジ会計の規定と、信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はリサイクリングされないという原則は矛盾するものであるためです。

② ゼロ・コスト・カラーの取扱い

ゼロ・コスト・カラーとは、その中の一つはプットオプションでもう一つはコールオプションである売り建てと買い建てのオプションの組み合わせであり、当初の時間的価値が純額でゼロですが、その後変動する可能性があるものです。公開草案ではオプションをヘッジ手段とした場合の適格要件と時間的価値の処理方法に関しては提案がありましたが、ゼロ・コスト・カラーに関する

取扱いは明確になっていませんでした。これについて IASB はオプションの時間的価値の取扱いと整合性を取るべきことを仮決定しましたが、具体的な処理は後の理事会で検討することとしました。

③ 階層(レイヤー)部分のヘッジ

公開草案では、レイヤー部分のヘッジに関し、以下の提案がされていました。

- i. ヘッジ対象として適格であること(B19 項)
- ii. 期限前償還オプションを含んだ契約の階層部分は、ヘッジされるリスクの変動が当該オプションの公正価値に影響を与える場合には、公正価値ヘッジのヘッジ対象としての指定に適格でないこと(B23 項)

しかし、期限前償還オプションの取扱いについて様々なコメントが寄せられたため、IASB は以下のように仮決定を行いました。

- i. 一部のみ期限前償還が可能な項目に関しては、ヘッジ指定日時点において期限前償還ができない部分については階層部分をヘッジ対象に指定することを認める。
- ii. 期限前償還オプションを含む項目であっても、ヘッジ対象の公正価値の変動を算定する際に、期限前償還オプションの公正価値の変動を含める場合には、階層部分をヘッジ対象に指定することを認める。
- iii. 階層部分のヘッジ対象の指定の可否に関しては、ヘッジ公開草案で提案されていたとおり、買建と売建の期限前償還オプションは区別しないこととする。

④ 「偶然でない相殺(other than accidental offsetting)」と「偏りのない結果(unbiased result)」の意味の明確化

コメントレターや、アウトリーチ活動で得られた関係者からのフィードバックでは、ヘッジの有効性の評価に関し 80 から 125%という定量的な判断基準を削除し、原則主義に基づいた規定を作成することに関して極めて大きな支持が得られました。しかし、これらのフィードバックは「偶然でない相殺」の意味するところに関し、さらなるガイダンスの必要性も強調されていました。IASB はこれらの指摘に対応し、「偶然ではない相殺」という包括的な文言を使用する代わりに、「偶然でない相殺」の文言が意図した以下の 2 つの側面に直接言及することとし、さらに適用ガイダンスを追加することを仮決定しました。

- (a)ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的な関係の概念、これは相殺を生じさせるものです。
- (b)ヘッジ手段とヘッジ対象から生じる利得または損失を相殺することに対する信用リスクの影響、これは相殺の程度を減少あるいは変化させ得るものです。

また、同じく「偏りのない」結果および予想されるヘッジの非有効性を最小化することという公開草案での文言に関しても、明確化が必要であるとのコメントがあったことから、「偏りのない結果」

および「ヘッジの非有効性の最小化」という文言及びヘッジ手段の価値の変動がヘッジ対象のそれを意図的に超過もしくは下回ることを企業は期待すべきでないという規定を削除し、以下に直接言及するアプローチを進めることを仮決定しました。

i. 企業はヘッジ関係の指定を以下に基づいて行う

(a) 企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の分量

(b) 企業が実際にヘッジ対象をヘッジしているヘッジ手段の分量

ii. ヘッジ会計の目的と矛盾する不適切な会計上の結果を達成するためにヘッジ非有効性を生じさせるような、ヘッジ手段とヘッジ対象のウェイト付けの間の不均衡をもたらすようなヘッジ関係を指定してはならない。

3. その他

① 項目の構成要素とキャッシュ・フロー合計との関係

IAS 第 39 号では、AG99C 項で「金融資産又は金融負債のキャッシュ・フローの一部分をヘッジ対象に指定する場合、その指定される部分は当該資産又は負債の全体のキャッシュ・フローよりも小さくなければならない。」とされており、これは公開草案でも引き継がれています。これは例えば、実効金利が LIBOR よりも低い負債の場合、企業は、(a) 元本金額に LIBOR での金利を加えた額と同額の当該負債の一部分と、(b) 負の残余部分とを指定することはできないということです。言い換えれば、企業は当該負債性金融商品に係る実際のキャッシュ・フローを超える LIBOR キャッシュ・フローを仮定するような LIBOR リスク要素に基づくヘッジ関係を指定することは出来ないということとなります。

これについてコメントレターでは、いくつかの点で明確化をもとめていました。IASB はこれに対応し、基準の最終化の際に負のスプレッドをもつ金融資産負債に対して企業は当該金融資産負債全体のキャッシュ・フローの全てをベンチマークとした金利リスクに関するヘッジ対象として指定できることを明確化することを仮決定しました。

② 資金関連スワップ(Funding Swap)の取扱い

資金関連スワップは、特に金融機関が邦貨による資金調達(例えば円貨による預金)を投資可能額(例えば円貨による国内企業に対する貸出)以上に行う結果、邦貨以外の外貨建投資(例えば米国債に対する投資)を行わざるを得なくなる状況下で、通貨スワップや先物予約を用いて外国為替リスクを管理することや利鞘を確定させることをいいます。現行の IAS 第 39 号や公開草案ではこのような資金関連スワップの会計処理に関して規定がありません。

資金関連スワップに関しては日本の金融機関も極めて幅広く利用している取引であり、IASB に対して対応を求めてきた項目であります。IASB は経済的実態をよりよく反映するような代替案の可能性を探ることとしています。

IV. 今後の予定

2011年3月に公表されたワーク・プランのアップデートにより、当初2011年6月末とされていたIASBの行うヘッジ会計の見直しを含む金融商品会計の置き換えプロジェクトの完了は2011年下半期中に延期されました。この中で取り扱われているヘッジ会計は一般的なヘッジ会計に限られており、5月に行われたIASBスタッフによるウェブキャストでは、第2四半期中にモデルの検討に目処をつけ、第3四半期に理事が最終意思決定のために投票するための最終ドラフト(ballot draft)が示されるよう作業が行われています。

これに対し、金融機関等の関心の深いマクロ・ヘッジに関する検討は別途進められ、2011年下半期にも公開草案を公表するよう作業が進められています。ヘッジ会計は一般的なヘッジ会計とマクロ・ヘッジ会計が密接に関連しており、マクロ・ヘッジの検討に応じて再び一般的なヘッジ会計のモデルが見直されることも考えられます。そのため、一般的なヘッジ会計に関してはIASBから一定の結論が示される時期が近づいてきていますが、マクロ・ヘッジの議論の進展によっては仮決定されていた結論が変更される可能性もあります。IAS第39号の置き換えプロジェクトも佳境に入中、5月末から6月にかけて行われた理事会でもオプションの処理、リバランシングやヘッジの中止といったトピックが議論されています。これからも検討状況に関し、目が離せない状況が続くものと考えられます。